

第5回 津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会の概要

会議名	第5回 津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会
開催日時	平成25年5月31日（金）午前10時00分から午前11時20分
開催場所	習志野市消防本部庁舎 5階講堂
議 題 及び 会議の概要	<p>1. 議題</p> <p>(1) 平成24年度の取組み状況の確認について</p> <p>(2) 一時滞在施設との協力協定の締結について</p> <p>(3) 帰宅困難者支援マニュアル（案）について</p> <p>(4) 今年度の取組み予定について</p> <p>(5) その他</p> <p>2. 会議の概要</p> <p>(1) 平成24年度の取組み状況の確認について</p> <p>新年度に入り、委員の変更等もあったことから、平成24年度中の取組み状況を【資料1】に基づき説明し、確認した。</p> <p>平成24年度の取組みは、4回の協議会と1回のワーキンググループ、2回の通信・情報伝達訓練を実施し、一時滞在施設となる2つの機関（千葉工業大学・習志野文化ホール）と協定を締結した。</p> <p>(2) 一時滞在施設との協力協定の締結について</p> <p>平成25年3月28日に一時滞在施設となる2つの機関と協定を締結したため、協定書の内容について【資料2】に基づいて説明した。</p> <p>[主要な項目]</p> <p>○第2条（受入協力の決定）</p> <p>受入協力は、甲（市）乙（受入施設）協議の上、乙が決定する。</p> <p>○第4条（協力内容）</p> <p>一時受入れ場所、水道水、トイレ、災害情報・運行情報、備蓄物資の提供、移動経路等の案内などの全部または一部を要請する。</p> <p>○第5条（要請期間及び要請方法）</p> <p>最大1日間程度、文書により要請する。（口頭でも可能）</p> <p>○第7条（費用負担）</p> <p>協力に要した費用は、乙が一時的に立て替え、甲が補填する。</p> <p>○第8条（損害補償）</p> <p>従事した乙の職員等（協力者含む）が損害を受けたときは、甲が補償する。</p> <p>(3) 帰宅困難者支援マニュアル（案）について</p> <p>協議会でこれまで検討してきた事項を基に、「帰宅困難者支援マニュアル（案）」を作成したため、【資料3】に基づき説明した。</p> <p>①平常時の各機関の役割</p>

	<p>帰宅困難者を抑制するための「体制整備」、「普及・啓発」、「食料・物資等の準備」について、各機関の役割を明記した。</p> <p>②発災時の各機関の役割</p> <p>災発時に出来る限り混乱を防止するため、「情報収集・提供」、「支援・一時収容」について、各機関の役割を明記した。</p> <p>また、特に重要な発災時の対応の流れ、情報の流れを、手順を確認しながら説明した。</p> <p>(4) 今年度の取組み予定について</p> <p>平成25年度の取組み予定について、【資料4】に基づき説明した。</p> <p>1. 運営方針の確認</p> <p>①情報連絡体制の確立</p> <p>②帰宅困難者等の安全確保</p> <p>③帰宅困難者発生の抑制</p> <p>2. 今年度の取組み予定</p> <p>(1) 一時滞在施設との協議【4月～6月】</p> <p>ホテルメッツ津田沼との協議を継続する。</p> <p>(2) 平成25年度第1回通信・情報伝達訓練の実施【6月中】</p> <p>更新した緊急時連絡先一覧表を活用して実施する。</p> <p>(3) 帰宅困難者支援マニュアルの検討【6月～7月上旬】</p> <p>マニュアル(案)に対する各機関の意見を反映し、完成させる。</p> <p>(4) 帰宅困難者対応訓練(図上訓練)の実施【7月下旬】</p> <p>帰宅困難者支援マニュアルを基に図上訓練を行い、各種対応の手順を確認する。</p> <p>図上訓練をもって、本協議会における帰宅困難者対策の検討を終了する。</p> <p>3. 来年度以降の協議会運営予定</p> <p>緊急時連絡先一覧表の更新、通信・情報伝達訓練、原則年1回の協議会を開催する。また、個別の対策強化(通信網・備蓄の整備等)を図る。</p> <p>(5) その他</p> <p>更新した緊急時連絡先一覧表の記載内容の確認を行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
問合せ先	<p>所管課名：企画政策部 危機管理課</p> <p>電話番号：047-451-1151 (内線 561)</p>